

日 時 平成19年3月23日(金) 午前10時 開 議

出席議員 (20人)

1番 大久保 朝 泰	2番 大 溝 雅 昭
3番 工 藤 俊 広	4番 後 藤 秀 憲
5番 今 井 敬	6番 佐々木 隆
7番 工 藤 和 子	8番 山 田 鉦 一
9番 後 藤 光 春	10番 北 山 一 衛
11番 山 田 明 匡	12番 村 上 啓 二
13番 斎 藤 直 文	14番 工 藤 禎 子
15番 福 士 幸 雄	16番 工 藤 賢 治
17番 鳴 海 泰 三	18番 佐 藤 光 広
19番 中 田 博 文	20番 村 上 隆 昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 鳴 海 広 道	助 長 役 明 石 互
総 務 部 長 村 上 豊 継	企画財政部長 柿 崎 武 光
民 生 部 長 工 藤 誠	福 祉 部 長 山 田 良 一
農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 三 浦 貢	建 設 部 長 佐々木 武 市
上下水道部長 盛 恵之介	黒石病院 事 務 局 長 木 立 正 博
総 務 課 長 佐 山 孝 司	財 政 課 長 成 田 耕 作
国保医療課長 福 士 勝 彦	健康福祉課長 高 橋 サ ツ
農 林 課 長 兼 バイオ技術センター次長 工 藤 秀 雄	土 木 課 長 村 元 茂
管 理 課 長 成 田 幸 蔵	監 査 委 員 廣 瀬 左喜男
教育委員会 委 員 長 篠 村 正 雄	教 育 長 横 山 重 三
教 育 部 長 工 藤 忠	選挙管理委員会 委 員 長 佐 藤 明
農業委員会会長 木 村 兼 作	

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成19年第1回黒石市議会定例会議事日程 第4号

平成19年3月23日(金) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 1 号 平成 18 年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 3 議案第 1 号 黒石市ちとせ会館条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 2 号 黒石市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 6 議案第 4 号 黒石市副市長定数条例制定について
- 第 7 議案第 5 号 黒石市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 6 号 黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 7 号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 8 号 黒石市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 9 号 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 10 号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 11 号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第 12 号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 13 号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 16 議案第 14 号 黒石市婦人会館条例の一部を改正する条例制定について
- 第 17 議案第 15 号 黒石市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第 18 議案第 16 号 黒石市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第 19 議案第 17 号 黒石市簡易水道事業給水条例制定について
- 第 20 議案第 18 号 黒石市簡易水道事業運営基金条例制定について
- 第 21 議案第 19 号 黒石市国民健康保険黒石病院に勤務する職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

- 第22 議案第20号 黒石市小作料協議会条例制定について
- 第23 議案第21号 市道の路線廃止について
- 第24 議案第22号 市道の路線認定について
- 第25 議案第23号 災害復旧事業の施行について
- 第26 議案第24号 黒石地区清掃施設組合理約の一部変更について
- 第27 議案第25号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第28 議案第26号 平成18年度黒石市一般会計補正予算(第8号)
- 第29 議案第27号 平成18年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第30 議案第28号 平成18年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 第31 議案第29号 平成18年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第1号)
- 第32 議案第30号 平成18年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第33 議案第31号 平成18年度黒石市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第34 議案第32号 平成18年度黒石市下水道事業会計補正予算(第5号)
- 第35 議案第33号 平成18年度黒石市簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第36 議案第34号 平成18年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算(第2号)
- 第37 議案第35号 平成18年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第38 議案第36号 平成19年度黒石市一般会計予算
- 第39 議案第37号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計予算
- 第40 議案第38号 平成19年度黒石市老人保健特別会計予算
- 第41 議案第39号 平成19年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算
- 第42 議案第40号 平成19年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算
- 第43 議案第41号 平成19年度黒石市介護保険特別会計予算
- 第44 議案第42号 平成19年度黒石市西十和田ユース・ホテル特別会計予算
- 第45 議案第43号 平成19年度黒石市観光施設事業特別会計予算
- 第46 議案第44号 平成19年度黒石市水道事業会計予算
- 第47 議案第45号 平成19年度黒石市下水道事業会計予算
- 第48 議案第46号 平成19年度黒石市簡易水道特別会計予算
- 第49 議案第47号 平成19年度黒石市温泉供給事業特別会計予算
- 第50 議案第48号 平成19年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算
- 第51 議案第49号 平成19年度黒石市土地取得特別会計予算
- 第52 議案第50号 平成19年度黒石市中川財産区会計予算

- 第53 議案第51号 平成19年度黒石市上十川財産区会計予算
第54 議案第52号 平成19年度黒石市追子野木財産区会計予算
第55 議案第53号 平成19年度黒石市温湯財産区会計予算
第56 議案第54号 平成19年度黒石市袋財産区会計予算
第57 議案第55号 黒石地区消防事務組合理約の一部変更について
第58 議案第56号 副市長の選任について
第59 議員提出議案第1号 黒石市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
第60 議員提出議案第2号 黒石市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 木立和夫
次 長 長谷川直伸
議事係 長 太田誠
議事係 主査 山谷成人

会議の顛末

午前10時02分 開議

議長（斎藤直文） ただいまから、本日の会議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。

鳴海市長から、病気治療のため、本日の会議におくれる旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

議長（斎藤直文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

6番佐々木隆議員、16番工藤賢治議員を指名いたします。

議長（斎藤直文） 日程第2 報告第1号 処分第1号 平成18年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

議長(斎藤直文) 日程第3 議案第1号 黒石市ちとせ会館条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第4 議案第2号 黒石市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第5 議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第6 議案第4号 黒石市副市長定数条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第7 議案第5号 黒石市部設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第8 議案第6号 黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第9 議案第7号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第10 議案第8号 黒石市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第11 議案第9号 黒石市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第12 議案第10号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第13 議案第11号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第14 議案第12号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第15 議案第13号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第16 議案第14号 黒石市婦人会館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第17 議案第15号 黒石市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。7番。

7番（工藤和子） 議案第15号 黒石市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例に反対いたします。

改正単価の詳細が明確でないことから、反対いたします。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第18 議案第16号 黒石市下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。7番。

7番(工藤和子) 議案第16号 黒石市下水道条例の一部を改正する条例に反対します。

黒石市下水道事業会計の費用には、別事業である特定環境保全公共下水道事業の費用が3条予算から支出されている。また、資本費平準化債が適切に処理されていないことや、不適正な財務処理により特別損失があるなど、使用料にかかわる赤字以外の要素が多い。資本費の回収が含まれているにもかかわらず、大量排水による資本費の増大を考慮した累進度に関係なく、一般家庭にとって不利益となる一律12%の値上げになっている。近隣市町村の比較を無視した高額使用料になっている。

以上のことから、この条例に反対します。

また、同じ理由で、議案第45号 平成19年度黒石市下水道事業会計予算も反対することを申し添えます。

議長(斎藤直文) 12番。

12番(村上啓二) 今回の条例改正のこのものに反対ということではありますが、基本的に下水道会計の徴収というものは、雨水は公費、汚水は私費という根幹の原則があります。それによって、再建計画があり、その再建計画の中での賦課、いわゆる値上げということでありまして、ましてや、そのものは以前、今議会でこの議会で、以前の議会で賛成多数で可決になっているものでありまして、反対する理由は私は当たらないと、こう思いますので、本案に賛成するものであります。

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第19 議案第17号 黒石市簡易水道事業給水条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第20 議案第18号 黒石市簡易水道事業運営基金条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第 2 1 議案第 1 9 号 黒石市国民健康保険黒石病院に勤務する職員の特種勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第22 議案第20号 黒石市小作料協議会条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第23 議案第21号 市道の路線廃止についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第24 議案第22号 市道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第25 議案第23号 災害復旧事業の施行についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第26 議案第24号 黒石地区清掃施設組合理約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第27 議案第25号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。助役。

登壇

助役(明石互) 議案第25号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであり
ますが、人権擁護委員として、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦し
たいので市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市錦町13番地5

氏 名 渡 邊 修 一

生年月日 昭和31年4月16日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長（斎藤直文） 日程第28 議案第26号 平成18年度黒石市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。12番。

12番（村上啓二） 35ページであります。教育費全般についてですが、学生、いわゆる児童生徒の安全ということで、教育委員会もそれなりに御苦労があろうかと思えます。ましてや、不審者、あるいは変質者の出没云々があるということで、そのものについては、何か通達があるらしいっていうことを承っているわけですが。

実は、それと並行してですね、保育所、ある保育所の園長から、そのものの通達については、何とか保育園の方にもやってもらえないものだろうかと、こういう希望がありまして、じゃあ、私、行政側の考え方というものを問いただしてみますよということ約束してきたもんですから、そこら辺について、保育所は教育委員会でないんですけども、それなりの難しさがあるかと思えますが、検討してもらえれば大変ありがたいと、こう思っておりますので、所見を

お伺いしたいと、こう思います。

議長（斎藤直文） 教育長。

教育長（横山重三） 村上啓二議員の御質問にお答えいたします。

今年度の不審者、結構出て、数が出たんですが、皆様の御協力によりまして直接被害はないということで、大変その点いいなと思っておりますけれども、しかし、これは予断の許さない、いつどうなるかということで、いつでも緊張感を持っていかなきゃいけないと思うんですが。さて、この不審者の情報については、指導課がうちの方で担当しております。指導課が情報をつかみますと、直ちにこれは全小中学校へファクスを通じて注意を促す通達を出します。もちろん警察にも連絡します。本年度もそういうことで警察が2件ほど相手を特定して、ある意味で解決したというところもございました。そういうことで指導課が対応しておりますが、全小学校・中学校ですね。

しかし、保育園についてはかなり、例えば、通学についても同伴者が大体ついてるというのが実態だと思うんで、大丈夫かなという気もしておりますが、しかし、私どもも実は幼稚園、黒石幼稚園を抱えておりまして、ここにはですね、通達文書を出してるんですよ。ということをお考えますと、やはり年長児のいる子供たちについては、やはり同じように考えるということが、あるいは大事じゃないかなということをごさしまして、そのことを考えますと、不審者についての情報の共有というものを関係課と連絡をとって、今後進めていきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第29 議案第27号 平成18年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第30 議案第28号 平成18年度黒石市老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第31 議案第29号 平成18年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第32 議案第30号 平成18年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第33 議案第31号 平成18年度黒石市水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第34 議案第32号 平成18年度黒石市下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。8番。

8番（山田鉦一） 87ページ、特別損失の過年度損益修正損ですが、受贈財産が17年度決算より5,530万9,000円減額になっているが、過年度損益修正損に計上されていない。これは、ちとせ浄化センターの土地代だと思うが、17年度に売却したのに18年度でなぜ落とすのか。17年度で落とすべきでなかったのかをお答え願いたいと思います。

議長（斎藤直文） 管理課長。

管理課長（成田幸蔵） ちとせの浄化センターの土地のことでございますけれども、それにつきましては、7月の議会において、決算認定の際に、資本剰余金の取り崩しで議決を受けてございます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第35 議案第33号 平成18年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 日程第36 議案第34号 平成18年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。7番。

7番(工藤和子) 101ページの歳入の方の1目使用料なんですけれども、減額してますね、265万2,000円。なぜ使用料を、減額した理由。5月の出納閉鎖まで徴収の努力をして、決算時に減額すべきではないのか。なぜ現時点で未納とした理由は何であるのか、お尋ねします。

議長(斎藤直文) 上下水道部長。

上下水道部長(盛恵之介) これ18年度の11月分までの調定収入分で、それを算定した結果、今回の減額となったものでございます。

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第37 議案第35号 平成18年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第38 議案第36号 平成19年度黒石市一般会計予算から、日程第56 議案第54号 平成19年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて19件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しておきましたので、御報告いたします。

これより、議案第36号から議案第54号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第36号 平成19年度黒石市一般会計予算、委員長報告は原案可決であります。
質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。
討論に入ります。14番。

14番(工藤禎子) 議案第36号 平成19年度黒石市一般会計予算に反対するものであります。

財政問題で言えば、第二の夕張にならないようにという市民の不安は広がっていますが、これはきちんと市の考え方を整理しなければならないと思います。全国で自治体問題を研究している学者によれば、夕張だけでなく全国の地方自治体の多くが財政破綻の状況に陥っている。小泉改革以降、どこが破綻しても不思議でない状況が全国各地で広がっている。そのような中

で、夕張市が財政破綻の第1号となった。

しかし、夕張市の破綻の主な要因は、1 炭坑閉山後の処理問題、2 観光リゾート開発とその後の費用負担、3 国の行政改革の地方への転嫁の三つである。この三つの原因は、国と道庁が推進してきた政策と深くかかわっている。国と道庁の責任をあいまいにし、夕張たたきがやられ、放漫な財政運営や赤字隠しを批判の中心にし、財政破綻を招いた全責任は夕張にあり、厳しい住民負担と行政サービスの削減もやむを得ないと、夕張市責任論をつくり上げてきました。財政破綻の経過と原因を正しくつかみ、政府と道は責任をきちんと果たすべきと分析しています。

しかし、全国各地で、あるいは地方議会の議論でも、第二の夕張にならないためにと見せしめ効果を生み、行政サービスを自粛、後退させています。黒石の財政方も、三位一体改革によって地方交付税の削減さえなければ何とか乗り切れると言っているように、地方交付税を前に戻させること。国に無批判では、第二の夕張にならないようにという市民の不安は取り除けないし、給与、手当、人件費の削減や、住民要求の抑制、負担の引き上げなどにも限界があり、いつまでも乗り切ろうとすることは、地方自治のあり方としても問題があると思います。

さらに、住民税でも定率減税が廃止され、住民税率も大幅に引き上げられるため、増税になります。黒石でもその増税条例に私以外は賛成しました。頭にくるのは、このように国民からは搾り取って、大企業の法人税は2兆円も減税です。その分大企業からもきちんと取れば、国民生活はもっと潤うはずです。これら国言いなりの市政が進められているということです。

ここで、ぜひ紹介したいんですけど、今、市長がいないんですけど、国全体に、各市町村にかかわってくる税金ですから。岩手県の陸前高田市では、前市政が残した借金返済と地方交付税の削減の中で、陸前高田の市長は、必要な市民サービスを切り捨てて財源をつくるのは簡単ですが、それでは何のために行財政改革をするのかという趣旨に反するとして、市役所の内部努力のみずからの報酬、職員の人件費経費削減、これはどこでもやっていることですが、住民サービスは後退させないということで、乳幼児の医療費は就学までと拡大し、県が一部有料化した妊産婦、重度障害者、母子・父子家庭の四つの医療費無料化を継続する。第3子の保育料無料化の実施。高齢者施策では、認知症の家族を支援するボランティアグループの取り組みや、介護保険の減免制度をつくっています。また、地域の集落などの市道を補修する工事などは、市民でつくられる道路愛護会の手により、市の補助金と関係住民が出し合ったお金を合わせて進めている。みんなで考え、みんなで取り組む、市民の気持ちを一つにして進めれば、必ずいい町になると、陸前高田市長は語っています。このようなことを黒石でも学びながら、実施していただきたいと思います。

いずれにしても、住民に転嫁している部分っていうのが国絡みで、国の言いなりの予算編成

に反映されているというふうな点から、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 3番。

3番（工藤俊広） 簡潔に賛成いたします。

私は、議案第36号 平成19年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

この予算案は、地方交付税の大幅な減額、国・県支出の削減等により、歳入確保が難しい中で、事務事業の徹底した見直し、人件費の抑制、公民館の指定管理者への移行等により、極力歳出が削減され、5年連続のマイナス予算ではありますが、3年ぶりに収支均衡が確保されており、さらに、財政健全化に向け、限られた財源が効率的に配分され、かつ教育環境の整備、福祉の充実等、市民生活に直結した各事業が優先的に計上されており、高く評価できるものであります。

このような点から、一般会計予算に賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（斎藤直文） 暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時02分 開議

議長（斎藤直文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第37号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。14番。

14番（工藤禎子） 議案第37号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計予算に反対す

るものであります。

青森県は4万4,037世帯が滞納、短期が1万4,348世帯、資格証明書で保険証が取り上げられているのが3,875世帯あります。資格証明書についてですが、県内では全く発行していない4町村、1けた台が5市町村、つがる市は国保世帯が1万132世帯で、黒石では8,116世帯ですから、黒石より国保世帯が多いのですが、資格証明書は3世帯のみとなっています。

今月16日付の東奥日報でも報じられたように、青森市内ですが、保険証がなく、骨と皮だけになって歩行もできない状態で病院に入院させたが、手おくれで、間もなく死亡するという痛ましい事例が起きていたことがわかりました。今週発売された週刊ポストにも、保険証取り上げ行政で病院に行けない。弱者が次々死んでいるという大見出しで書かれています。

国保税滞納世帯480万、全国ですが、このうち、29人が犠牲になっているということが明らかになっています。医療機関でも重症化した患者の事例が、全国で1,027件も報告され、医療現場の深刻な実態が明らかになっています。資格証明書が発行されないと、国からペナルティーがないという、質疑でも回答を得ていますので、短期保険証を減らし、資格証明書の発行はやめ、保険証を取り上げるべきではないという立場から、命と健康を守るという、地方自治法の立場からも反対するものであります。

議長（斎藤直文） 10番。

10番（北山一衛） 私は、議案第37号に賛成するものであります。

本市の国民健康保険事業は、景気低迷などによる低所得者の加入や、急速な高齢化の進展、高度医療技術の進歩、疾病の多様化など、医療費が増大している中、各種保険事業を実施し、医療費の節減に努め、医療費適正化を進めているところであります。

保険税についても、税率を据え置きながら応益割と応能割の平準化を維持し、7割、5割、2割軽減と、低所得者層へ配慮するなど、国保財政の安定化を図っております。

このことから、私は、国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（斎藤直文） 次に、議案第38号 平成19年度黒石市老人保健特別会計予算から、議案第40号 平成19年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算まで、合わせて3件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、議案第38号から議案第40号まで、合わせて3件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第38号から議案第40号まで、合わせて3件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

議案第38号から議案第40号まで、合わせて3件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第40号まで合わせて3件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 議案第41号 平成19年度黒石市介護保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（斎藤直文） 次に、議案第42号 平成19年度黒石市西十和田ユース・ホテル特別会計予算から、議案第44号 平成19年度黒石市水道事業会計予算まで、合わせて3件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、議案第42号から議案第44号まで、合わせて3件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第42号から議案第44号まで、合わせて3件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

議案第42号から議案第44号まで、合わせて3件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第44号まで合わせて3件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（斎藤直文） 議案第45号 平成19年度黒石市下水道事業会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。 14番。

14番（工藤禎子） 原則はそれぞれの上水道会計・下水道会計であります。上水道会計は約3億円近い黒字でありますから、それを下水道料値上げ12%に、その軽減のために繰り出しできないことはないというやりとりの中で、下水道料金の軽減に充てるべきだと思います。

もう一つは、上水道料金の値下げをするという形で、市民に還元するという考え方にもなっていないということから、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 1番。

1番（大久保朝泰） 私は、議案第45号 平成19年度黒石市下水道事業会計予算に賛成するものであります。

本予算は、現在の厳しい財政状況を十分に認識し、使用料値上げによる増収のほか、収入の増額に関する努力を積極的に行い、引き続き徹底した経常経費の節減等に努めながら、一般会計繰出金だけに頼らず、効率的な事業運営を展開することを基本に編成されたものであり、下水道事業の基本である生活環境の改善や水質の保全に向け、現状で可能な最大限の努力を認めることができ高く評価するものであります。

このことから、この予算は可決されるべきであり、賛成するものであります。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長（斎藤直文） 次に、議案第46号 平成19年度黒石市簡易水道特別会計予算から、議案第47号 平成19年度黒石市温泉供給事業特別会計予算まで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、議案第46号から議案第47号まで、合わせて2件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第46号から議案第47号まで、合わせて2件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

議案第46号から議案第47号まで、合わせて2件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号から議案第47号まで合わせて2件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 議案第48号 平成19年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

議長(斎藤直文) 次に、議案第49号 平成19年度黒石市土地取得特別会計予算から、議案第54号 平成19年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて6件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、議案第49号から議案第54号まで、合わせて6件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第49号から議案第54号まで、合わせて6件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

議案第49号から議案第54号まで、合わせて6件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第54号まで合わせて6件は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第57 議案第55号 黒石地区消防事務組合同規約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第58 議案第56号 副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

市長(鳴海広道) 議長のお許しを得て、この席からお願いしたいと思います。

副市長の選任についてであります。黒石市副市長として次の者を選任したいので、市議会の同意を得るため提案するものであります。

住 所 黒石市境松二丁目164番地

氏 名 玉 田 芙佐男

生年月日 昭和20年10月15日

略歴は別記のとおりであります。

議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

副市長の選任について、同意を求めるの件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

議長(斎藤直文) 日程第59 議員提出議案第1号 黒石市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたし

たいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 日程第60 議員提出議案第2号 黒石市議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、提案理由の説明、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(斎藤直文) 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

私は今、最後の定例会を終えて、感激でいっぱいでございます。平成15年5月16日、議長に当選し、4年間、無我夢中で議会運営に取り組んでまいりました。振り返ってみますと、まさに変革・改革の4年間でありました。大過なく責務を全うできたことは、ひとえに市長を初め、議員各位、そして各関係機関、市職員の皆様方の御指導、御協力のたまものであります。この場をおかりいたしまして、衷心より厚くお礼を申し上げます。

我々の任期も残すところあと1カ月余りでございます。4月22日に行われる選挙におきましては、思う存分頑張ってお当選され、再びこの議場でお会いできることを、お願いいたします。

以上で、平成19年第1回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時18分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年3月23日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 佐々木 隆

黒石市議会議員 工藤賢治